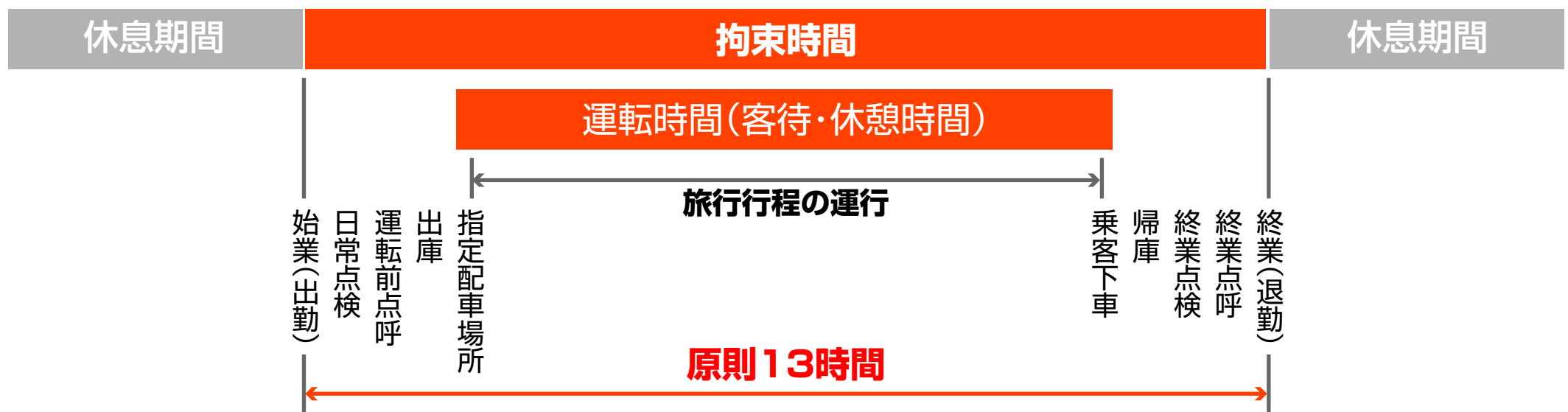


バス運転者の労働時間の基準

※厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」より

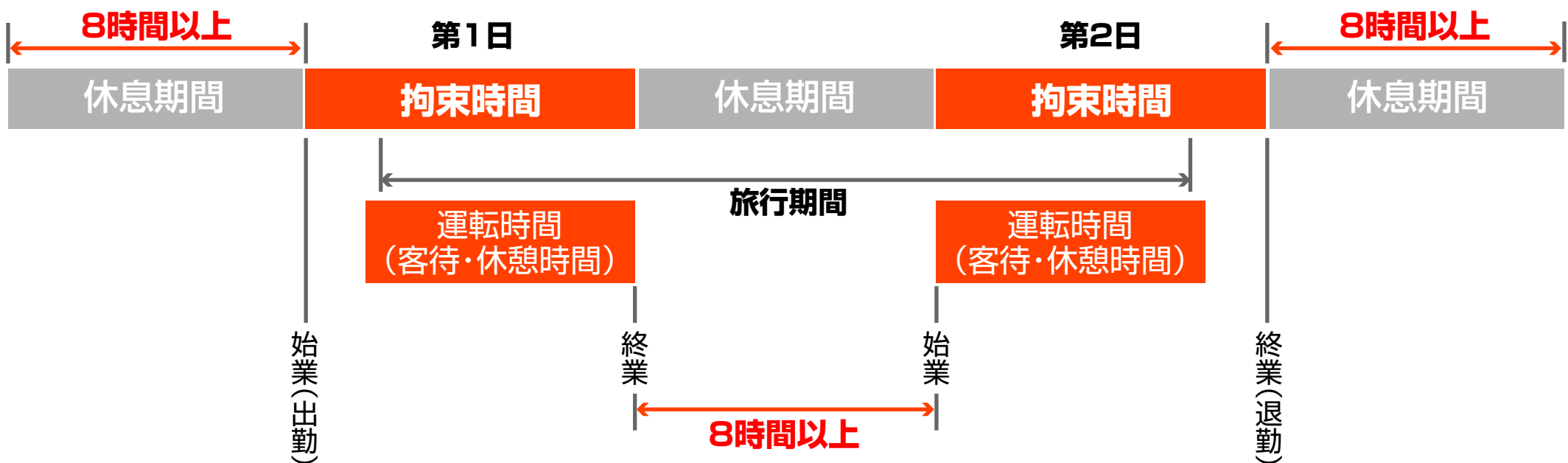
① 拘束時間について

始業時から終業時までの時間をいいます。



② 休息期間について

拘束時間と休息期間の間には、連続8時間以上の休息期間を設けなくてはなりません。



③ 貸切バスの交替運転者の配置基準の概要

		昼間	夜間	1日
ワンマン運行の上限	運転時間	原則:一運行9時間迄	原則:一運行9時間迄	原則:一運行9時間迄
	実車距離	原則:一運行500km迄	原則:一運行500km迄	—
	連続乗務回数	—	—	—
	連続運転時間	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで	実車運行区間で概ね2時間まで	—
	休憩時間	運転4時間ごとに合計30分以上	実車運転概ね2時間ごとに合計15分以上	—